

(公財)兵庫県園芸・公園協会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

●令和6年4月～

各所属の所定外労働の現状を把握し、ノー残業デーの実施

目標2：学校や地域団体等が実施する子どもの健全育成、安全な環境整備のための活動への参加を支援する。

<対策>

●令和6年4月～

ボランティア休暇の制度を周知し、学校や地域団体等が実施するスポーツや野外活動等の指導など、次世代育成に関する活動への職員の参加を推奨する。